

資料提供

令和6年9月24日
課名 建設産業課
担当者名 田中
電話 082-513-3821
(内線3820)

指名除外報告書

措置要件	指示又は営業停止	
措置対象者	商号・名称	浜本電気工事株式会社
	代表者氏名	浜本 正治
	住所・所在地	広島市南区東雲本町2-7-26
	建設業許可番号	広島県知事第2433号
指名除外期間	令和6年9月24日 ～ 令和6年10月23日 (1か月間)	
【事実の概要】 広島市発注工事の専任が求められる主任技術者を国（広島刑務所）発注工事の主任技術者として令和4年8月1日から令和5年3月20日まで重複させていた。 このことは、建設業法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項第2号に該当するとして広島県知事から指示処分を受けた。		
【措置理由】 上記のとおり		
【指名除外等措置適用条項】 建設業者等指名除外要綱（昭和41年1月29日制定）別表第14号		